

報告第4号

旧紫波郡役所耐震補強・改修工事の変更請負契約の締結に係る専決処分の報告
について

旧紫波郡役所耐震補強・改修工事の変更請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び紫波町長専決条例（昭和46年紫波町条例第19号）第2条第1号の規定に基づき令和8年3月16日別紙のとおり専決処分したから、同法第180条第2項の規定により、報告する。

令和8年3月27日提出

紫波町長 鎌田千市

別紙

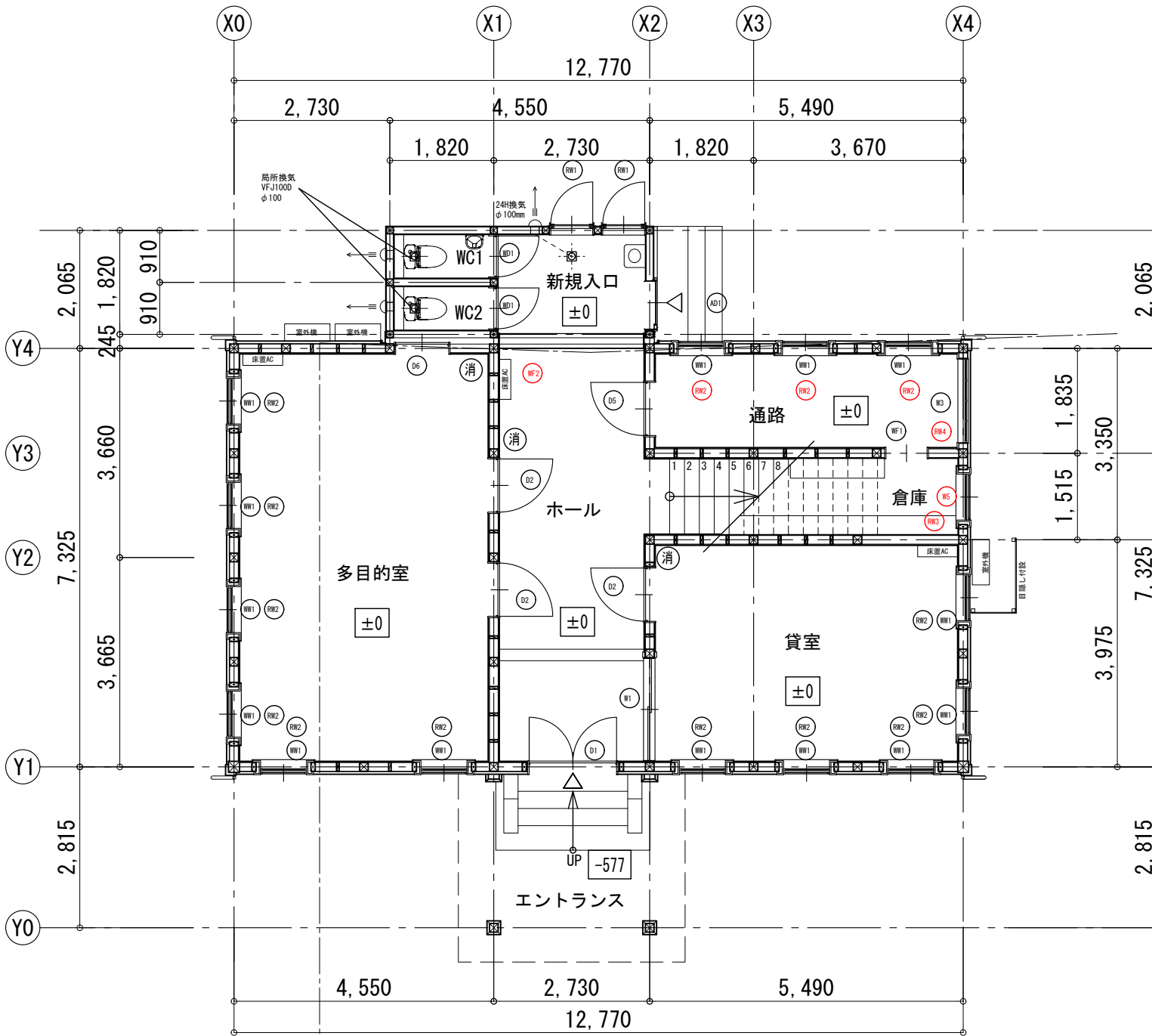
- 1 工事名 旧紫波郡役所耐震補強・改修工事
- 2 工事場所 紫波町日詰字西裏地内
- 3 請負者
住所 岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森17番地
名称 株式会社小松組
代表取締役 佐々木 幸 夫

4 変更事項

- (1) 変更前の契約金額 94,930,000円
- (2) 変更後の契約金額 96,648,200円
- (3) 増額した金額 1,718,200円
- (4) 変更事由

既存の部材を補修し再利用することを前提とする改修工事であったが、工事着手後に再利用が難しい部材等があり、諸数量に変更が生じたことによる。

- 5 専決処分をした年月日
令和8年3月16日

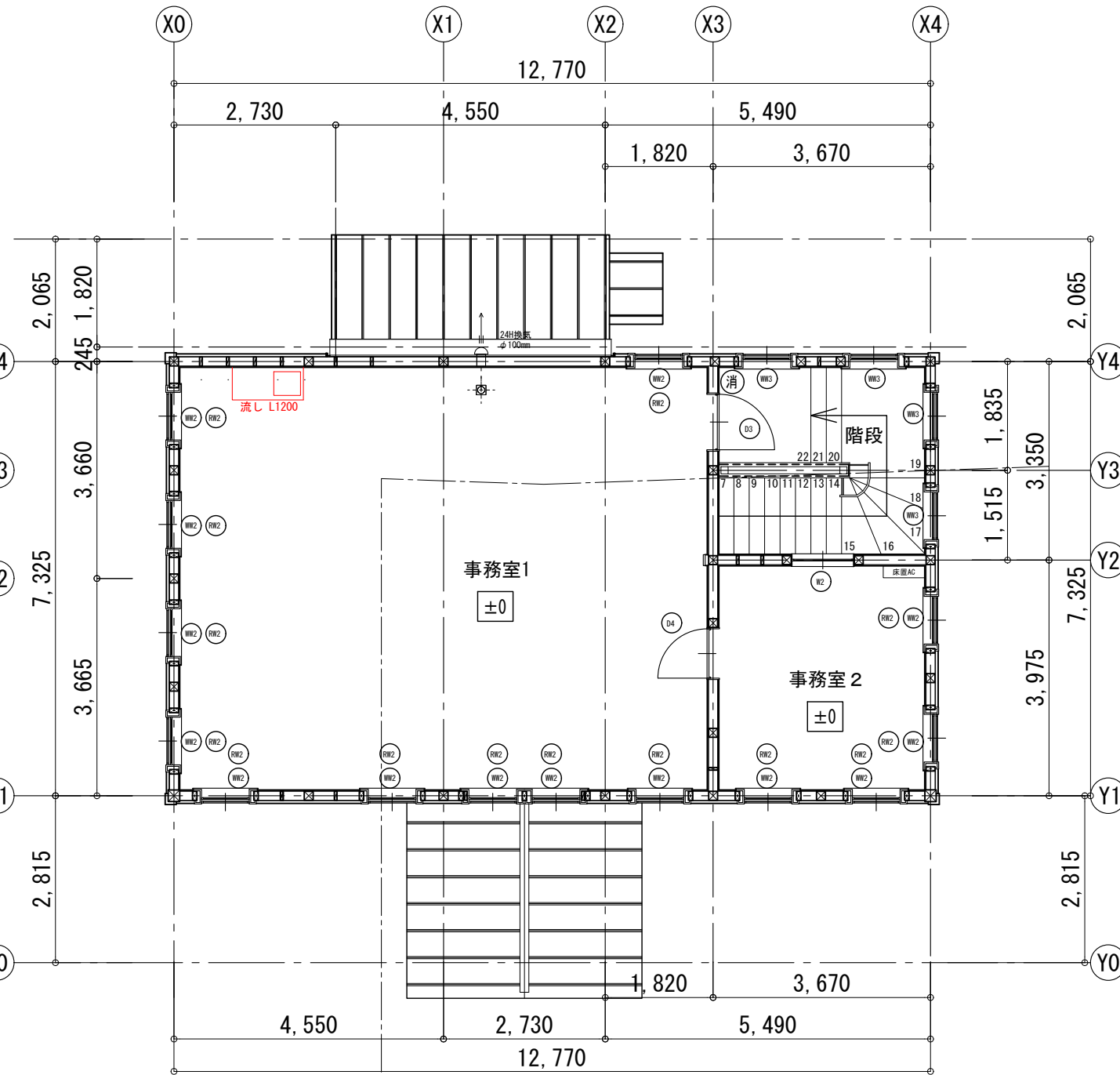


1階 平面図

▼延焼の恐れのある
ライン (3m)

・ ±0 は設計1FLからの床の高さを示す。

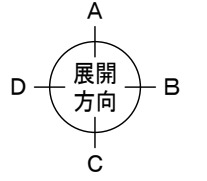
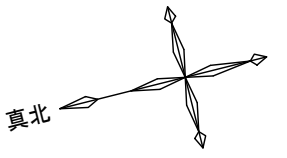
・ 撤去材は再利用できるかどうかの判断を監督員に必ず確認の上廃棄のこと。
 ・ 撤去、新築において基本は現状と同じ状態に戻すこと。
 ・ 現状と同じ状態に戻すために、窓枠などの装飾部分は新設時に参考とするため一時保管のこと。



2階 平面図

▼延焼の恐れのある
ライン (5m)

・ ±0 は設計2FLからの床の高さを示す。



旧紫波郡役所庁舎改修工事	タ方デザイン 1級建築士事務所 岩手県知事登録第(2803)2044号 1級建築士 第381994号 有原春典	図面名称 平面図 (改修)	縮尺 (A3) 1:100	図面 NO. A-13
--------------	--	------------------	------------------	----------------